

平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 ア ト ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 世 博 之
(コード番号：6029 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 田 中 雅 樹
(TEL. 06-6533-7622)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年 3 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成29年 3 月 24 日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. (条文省略)3. (条文省略) <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名とする。</u> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. (現行どおり)3. (現行どおり) <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>4. <u>補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 会計監査人</p>
<p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当会社は、<u>第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
	<u>2. 第12回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u>

以 上